

広交規第956号

平成17年10月7日

交通部各課長・隊長  
各警察署長様

交通部 長

## 日本自動車連盟との「災害時における通行妨害車両等の排除活動に関する協定」の締結について（通達）

新潟県中越地震（平成16年）、福岡県西方沖地震（平成17年）、芸予地震（平成13年）等大規模災害の発生は、時と場所を選ばないものであり、大規模災害発生時の交通対策を的確に行うため、平成17年3月「災害交通対策マニュアル」を改訂したところである。

これら、災害交通対策を円滑に行うため、このたび、県警と社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部（以下「JAF」という。）との間で、災害対策基本法に規定する警察官の措置命令等の権限行使に伴う通行妨害車両等の排除活動に関して、協定を締結したものである。

協定の内容について、部下職員に周知徹底させるとともに、大規模災害の発生時においては、迅速かつ円滑な災害交通対策活動が実施できるよう努められたい。

## 1 協定の内容

## (1) 協力要請

災害時（災害対策基本法に規定する警察官の措置命令等の権限行使時）において緊急通行車両の通行の妨害となっている車両等がある場合、県警からJAFに対し車両等の排除を要請する。

## (2) 排除活動

要請を受けたJAFは速やかに現場臨場し、現場警察官の指示を受けて通行妨害車両等の排除活動を行う。

## (3) 費用負担

活動に関する費用は、全額JAFが負担する。

## (4) 補償関係

活動中におけるJAFの人員装備やJAFによる第三者への損害補償は、JAFの責任において行う。

## (5) JAFと締結した協定

別添のとおり。（平成17年10月7日から適用）

## 2 道路管理者との協定締結状況

広島県及び県内全ての市町（28市町）は、平成17年9月30日に、JAFと同様の協定を締結している。

## 災害時における通行妨害車両等の排除活動に関する協定

広島県警察（以下「甲」という。）と社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の3に規定する警察官の措置命令等（以下「警察官の措置命令等」という。）の権限行使に関し、次のとおり協定を締結する。

### 第1 協力要請

甲は、警察官の措置命令等の権限行使に関し、必要がある場合、次の事項を乙に通知して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両等の排除活動について、協力を要請するものとする。

- 1 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- 2 通行妨害車両等の種別及び台数等
- 3 現場指揮官の官職及び氏名
- 4 連絡方法、その他必要な事項

### 第2 排除活動

乙は、甲から協力要請があった場合、現場指揮官の指示に従い、所有する車両、装備等の範囲内で通行妨害車両等の排除活動を行うものとする。

### 第3 活動費用の負担

排除活動に関する費用については、乙の負担とする。

### 第4 災害補償

この協定に基づく活動の実施により、出動した乙の人員装備が災害を受けた場合の補償は、乙の責において行うものとする。

### 第5 損害補償

この協定に基づく活動の実施により、第三者に損害を与えた場合の補償は、乙の責において行うものとする。

### 第6 疑義の協議

この協定に定める項について疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して決定するものとする。

### 第7 適用

この協定は、平成17年10月7日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成17年10月7日

甲 広島県警察本部長

片岡 義



乙 社団法人日本自動車連盟  
中国本部広島支部長

藤井 一

